1.(預入れの方法等)

- (1)この預金は、勤労者財産形成貯蓄制度の適用をうけ、3年 以上の期間にわたって、年1回以上定期に事業主が預金者 の給与から天引して預入れるものとします。
- (2)この預金には、預入期間中に支払われる勤労者財産形成 給付金および勤労者財産形成基金給付金を、給付金支払 機関または事業主を通じて預入れできるものとします。
- (3)この頚金の預入れは1口100円以上とします。

2.(預金の種類・期間等)

この預金は、預入日の5年後の応当日を満期日とする1口の自由金利型定期預金(M型)(以下「スーパー定期」といいます。)として預入れるものとします。

3.(自動継続等)

- (1)この預金(第8条による一部解約後の残りの預金を含みます。)は、満期日にその元利金の合計額をもって、前回と同じスーパー定期に自動的に継続します。
- (2) 前項の継続にあたり、満期日を同一日とする複数の預金がある場合は、それぞれの預金の元利金をまとめて1口のスーパー定期に自動的に継続します。
- (3)継続された預金についても前2項と同様とします。
- (4)継続を停止するときは、満期日(継続をしたときはその満期日)までにその旨を当店に申出てください。

4.(預金の支払時期等)

この預金は継続停止の申出があった場合に、満期日以降に支払います。

5.(利息)

- (1)この預金の利息は、預入金額ごとにその預入日(継続をしたときはその継続日)から満期日の前日までの日数について、預入日(継続をしたときはその継続日)現在における当行所定の利率によって6か月複利の方法により計算します。
- (2)この預金の利率は当行所定の日に変更します。この場合、 新利率は、変更日以降に預入れられる金額についてその 預入日(すでに預けられている金額については変更日以降 最初に継続される日)から適用します。
- (3)この預金の満期日以降の利息は、満期日から解約日また は書替継続日の前日までの日数について解約日または書 替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預 金とともに支払います。
- (4)この預金を第8条第1項により満期日前に解約する場合および第8条第5項、第6項、第7項の規定により解約する場合、その利息は、預入金額ごとに預入日(継続をしたときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって6か月複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。
 - ① 6か月未満 解約日における普通預金の利率

② 6か月以上1年未満

約定利率×10%

③ 1年以上3年未満

約定利率×20%

④ 3年以上4年未満

約定利率×50%

⑤ 4年以上5年未満

約定利率×70%

(5)この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

6.(反社会的勢力との取引拒絶)

この預金口座は、第8条第6項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第8条第6項各号の一にでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

7. (取引の制限)

- (1) 当行は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、預金者に対し、各種確認や資料の提出等を求めることがあります。この場合において、預金者が、当該依頼に対し正当な理由なく別途定める期日までに応じていただけないときは、入金、振込、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
- (2)1年以上利用のない預金口座は、入金、振込、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
- (3)日本国籍を保有せずに本邦に居住している預金者は、在 留資格および在留期間その他の必要な事項を当行の指定 する方法によって当店に届出てください。この場合において、 届出のあった在留期間が経過したときは、当行は、入金、振 込、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を 制限することがあります。
- (4)前1項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、振込、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
- (5)前4項に定めるいずれの取引等の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当行が認める場合、当行は前4項にもとづく取引等の制限を解除します。

8.(預金の解約・書替継続)

- (1)この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。
- (2)この預金を解約または書替継続するときは、当行所定の払 戻請求書に届出の印章により記名押印して、この預金契約 の証とともに当店へ提出してください。
- (3)この預金は、解約する預金を指定せずに、預金残高の合計額の一部に相当する金額で払戻請求することができます。 この場合、1口ごとの元金累計額が払戻請求書記載の金額に達するまで預入日が古いものからこの預金を解約します。
 - ① 複数口の預金がある場合は、預入日が古いものから解 約します。
 - ② 前号で、解約日においてすでに満期日が到来している 預金がある場合は、その預金を優先して解約します。
- (4)前項で最後に解約することとなった預金は、全額解約します
- (5)前項のほか、次の各号の一にでも該当した場合には、当 行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知すること によりこの預金口座を解約することができるものとします。

なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

- ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
- ② この預金の預金者が第9条第1項に違反した場合
- ③ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、 またはそのおそれがあると認められる場合
- ④ 当行が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって預金者について確認した事項または第7条第1項もしくは第3項の定めにもとづき預金者が回答または届出た事項について、預金者の回答または届出が虚偽であることが明らかになった場合
- ⑤ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
- ⑥ 第7条第1項から第4項までに定める取引等の制限が1 年以上に渡って解除されない場合
- ⑦ 上記①から⑥までの疑いがあるにもかかわらず、正当 な理由なく当行からの確認の要請に応じない場合
- (6) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害について、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害金を支払ってください。
 - ① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② 預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当し、または次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認め られる関係を有すること
 - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D. 暴力団員等に対し資金等を提供し、または便宜を 供与するなどの関与をしていると認められる関係を 有すること
 - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力 団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
 - ③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為

- C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当 行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する 行為
- E. その他前各号に準ずる行為
- (7)この預金が、当行が別途表示する一定の期間預金者による利用がない場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。
- (8)前項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、契約の証を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、当行は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

9.(譲渡、質入れの禁止)

- (1)この預金および契約の証は、譲渡、質入れすることはできません。
- (2) 当行がやむを得ないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

以上 (2020年4月改定)